

※令和2年4月1日より、市街化区域内農地の転用届につきましては、水利組合同意書、隣接農地同意書、進入路通行承諾書の添付は不要としました。ただし、転用事業の計画・実施にあたっては、水利組合及び隣接農地所有者(耕作者)等とは十分に説明・協議・確認を行っていただきますようお願いいたします。その上で、周辺農地に影響を与えない措置を講じる旨、届出書への記載をお願いいたします。
なお、市街化調整区域内農地につきましては、引き続き、添付が必要です。

農地法第4・5条届出書添付書類一覧

[市街化区域]

	添付書類	内 容	備 考	発行元
1	土地の登記事項証明書 (全部事項)		インターネットの登記情報サービスより取得したものと及び要約書は不可。	法務局
2	見取図(住宅地図)	届出地を明示		
3	地図、公図 (法務局備付)	届出地を明示 隣接地の現況を記入		法務局
4	仮換地図	届出地を明示 隣接地の現況を記入	区画整理等による仮換地の場合	区画整理事業者
5	対照図	従前地と仮換地との場所を明示 (重ね図)	仮換地の場合	
6	区画整理の意見書		区画整理事業実施中の場合	区画整理事業者
7	始末書	造成・建築等年月日記載 5条届出で工事着工済の場合は譲渡人・譲受人双方の署名・押印が必要	無断転用の場合	
8	委任状	他人に受理等を委任する場合		

※ 公的機関の発行する証明書等については発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。
(他の書類も原則として3ヶ月以内)

※ 住所・氏名の記入について

・原則として、住民票の添付は不要ですが、届出者の住所・氏名は住民票どおり正確に記入してください。(住所・氏名に誤りがあれば、登記できない場合もあります。)

・土地の登記事項証明書に記載されている住所・氏名と、届出者の住所・氏名が異なる場合は、本人確認ができるもの(住民票、戸籍の附票等)を添付してください。

※ 相続登記が未了の場合(出来るだけ登記が完了してから手続きをしてください。)

・相続人全員が、あるいは遺産分割協議書で指定された方が譲渡人として申請する場合は、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本(除籍謄本・改製原戸籍)と相続人全員の現在の戸籍謄本及び相続関係説明図を添付してください。**戸籍謄本及び相続関係説明図は、法務局発行の法定相続情報一覧図があれば省略できます。**

遺産分割協議の場合、協議書に押された印鑑の印鑑登録証明書も添付してください。遺言によるもの場合等、詳細は農業委員会事務局までお問い合わせください。

※ 届出地が賃貸借又は、使用貸借の目的となっている場合には、合意解約等、別途必要な手続きをした上で届出をしてください。